

教育委員会 8月定例会（書面審議）会議録

1. 書面審議の経緯

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、教育委員会8月定例会については、書面審議にて執り行うこととした。

2. 書面審議の日程

(1)開催通知の送付	令和3年8月20日(金)
(2)資料の送付	令和3年8月24日(火)
(3)質疑の受付期間	令和3年8月24日(火)から8月25日(水)
(4)質疑回答・議決書の送付	令和3年8月26日(木)
(5)議決書の受付期間	令和3年8月26日(木)から8月27日(金)
(6)議決日	令和3年8月27日(金)

3. 参加委員

教育長	入野浩美
職務代理者	今野登喜子
委員	鈴木敏之
委員	長沼早苗
委員	岡島学

4. 動議の提出者

教育総務課	藤井徹	学務課	田中裕之
学校給食センター	寺崎敏彦	上高津貝塚	黒澤春彦

5. 議題

(1) 議案

議案第19号	令和3年度土浦市一般会計補正予算（第7回）に対する意見について	(教育総務課) (非公開)
議案第20号	令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書について	(教育総務課) (非公開)
議案第21号	土浦市教育委員会公印規則の一部改正について	(教育総務課)

(2) 報告

- ① 土浦市旧学校施設環境美化ボランティア支援制度実施要綱の制定について (教育総務課)
- ② 令和4年度新入学児童ランドセル配付事業について (学務課)
- ③ 学校給食費徴収管理事業について (学務課)

(3) その他

- ① 第24回企画展「5000年前のモダンアートー中期縄文土器の世界ー」の開催について (上高津貝塚)

6. 質疑及び回答

議題に対し、受け付けた質問及び回答は次のとおりである。

<p>項目番号 案件名</p>	<p>資料1頁 教育長報告事項（教育総務課）</p>
<p>質疑事項① (岡島委員)</p>	<p>まだ検討中とのことですが、全小中学校が対象となりますか。それとも感染児童が多い少ないで判断するものでしょうか。また、学年別や学級別の分散登校も視野に入っていますか。 リモート学習は予め授業を録画した動画になりますか。それともZoom 授業となりますか。難しい判断となると思いますが、子どもたちのために最適なお判断をお願い致します。</p>
<p>質疑事項② (長沼委員)</p>	<p>12歳以上のワクチン接種について、土浦市ホームページによると、第1回の予約は終了し、次は9月20日以降に接種可能となります。ワクチン接種に関して、差別・いじめの原因となることのないように学校での周知が必要ではないでしょうか。子どもたちの心のケアについての対応をお伺いします。</p>
<p>回答 (指導課)</p>	<p>① 9月1日（水）から9月12日（日）までは、全小中義務教育学校を対象に国の緊急事態宣言中の自宅学習期間とし、GIGAスクール端末等を用いてのAIドリル等を活用したオンライン学習を進める予定としております。また、自宅でのオンライン学習が困難な児童生徒については、学校において個別に対応できるよう準備を進めております。なお、端末配布を含めた自宅学習の準備のため、9月1日（水）と9月2日（木）に午前中3時間程度の分散登校を行う予定です。現在その準備を進めているところですが、正式な決定は県からの指示を受けてからとなります。</p> <p>② ご意見ありがとうございます。本市でも12歳以上のワクチン接種の受付が開始されたとともに、ワクチン接種に関する問い合わせが数件ありました。平日にワクチン接種のために学校を欠席する場合、欠席になるかという内容ですが、欠席扱いにはならないと回答しております。一方、様々な事情からワクチンを接種しない児童生徒も想定されます。新型コロナウイルス感染症に対する差別・いじめへの指導と同様、ワクチン接種に関する差別・いじめが起らないよう、養護教諭やスクールカウンセラー等とも連携を図り、子どもたちの心のケアについて今後も継続して、学校に指導してまいります。</p>

項目番号 案件名	【議案第 21 号】資料 10～40 頁 土浦市教育委員会公印規則の一部改正について（教育総務課）
質疑事項 (長沼委員)	①P. 20 土浦市教育委員会公印規則 第 5 条 「公印作成（改刻）（廃棄）伺（様式第 1 号）」とありますが、 P. 27 様式第 1 号のタイトルは、 「公印の作成（改刻・廃止）伺」となっていますが、統一した方がよいのではないのでしょうか。 ②P. 30 様式 4 号 「月 日」は、「年 月 日」とした方がよいのではないのでしょうか。
回答 (教育総務課)	ご意見ありがとうございます。 ① 第 5 条見出しについては、市公印規則に倣い、「公印の作成等」とし、第 2 項に不要となった公印について、教育長への引継ぎ（回収）する規定について、追記いたしました。 修正後の案文と新旧対照表を添付いたします。 ② 公印使用簿につきましては、毎年 1 月に始まり 12 月で終わる追次番号で管理し、作成しているため、「年」については簡略化し、月日としております。

項目番号 案件名	【報告事項（1）】資料 41 頁～50 頁 土浦市旧学校施設環境美化ボランティア支援制度実施要綱の制定について（教育総務課）
質疑事項 (岡島委員)	素晴らしい取り組みだと思います。実際には、既にボランティアの申し出があるのでしょうか。また、他の市でもこのような取り組みを行っている行政はあるのでしょうか。
回答 (教育総務課)	要綱の制定前からグラウンドの草刈りをしている団体があり、先日、当制度について説明したので、今後申し込みがあるものと思われます。 旧学校施設に限らなければ、環境美化ボランティア制度については、近隣ではつくば市にもありますが、通学路や通勤路、公園や事業所周辺などにおいて自主的に行う清掃活動を応援するものであり、環境保全課が窓口になっております。

項目番号 案件名	【報告事項（3）】資料 52 頁 学校給食費徴収管理事業について（学務課）
質疑事項 （長沼委員）	令和4年3月31日現在で未納である分も、4月1日以降は市が徴収管理することになりますか。
回答 （学務課）	令和4年3月31日現在で未納となっている分につきましても、4月1日以降は、市が徴収管理を行い、未納となっている保護者に対して納付の働きかけを行ってまいります。

7. 書面審議の結果 すべての審議事項について承認を得たため、原案どおり可決した。